

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

ページ

○と畜場法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	二
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	三
告示		
○国土調査の成果の認証	(土地対策課)	四
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	七
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	七
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	八
○平成二十一年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施	(畜産課)	八
○平成二十一年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	九
○平成二十一年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	九
○平成二十一年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	九
○平成二十一年度豚コレラの検査の実施	(同)	一〇

○平成二十一年度オースキー病の検査の実施	(同)	一〇
○平成二十一年度高病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	一〇
○平成二十一年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	一一
○平成二十一年度馬伝染病貧血の検査の実施	(同)	一一
○平成二十一年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	一一
○平成二十一年度腐蝕病の検査の実施	(同)	一一
○平成二十一年度ヒロプラスマ病の検査の実施	(同)	一一
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	一二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	一四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	一四
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	一四
公告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(港湾課)	一五
選挙管理委員会		
○政治団体の届出	(同)	一五
○政治団体の届出事項の異動届	(同)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十一年分)	(同)	一八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十二年分)	(同)	一八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十三年分)	(同)	一九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十四年分)	(同)	一九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十五年分)	(同)	一九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十六年分)	(同)	二〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十七年分)	(同)	二〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)	(同)	二〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)	(同)	二一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)	(同)	二一



洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。

を

洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。
洗面槽等の毛洗い便所	場(流水装置)急須の物品(ふた付き)等(目録)を備へる。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第十六号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中	实用化研究室(一般)
	实用化研究室(クリーンルーム)

を

实用化研究室

に

クリーンルーム

一時間につき 三〇〇円

シールドルーム

一時間につき 三〇〇円

シールドルーム

一時間につき 三〇〇円

講師控室

一時間につき 三〇〇円

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中

表面粗さ・形状測定機

一時間につき 九五〇円

表面粗さ・形状測定機

一時間につき 一、八〇〇円

同表材料加工関連機器の項中

高温焼成実験炉

一時間につき 一、一〇〇円

高温焼成実験炉

一時間につき 一、一〇〇円

超高温大気炉

一時間につき 五〇〇円

卓上成型機

一時間につき 五〇〇円

卓上成型機

一時間につき 五〇〇円

複合材料作製用オートクレーブ

一時間につき 五五〇円

複合材料作製用オートクレーブ

一時間につき 五五〇円

を

に

を

に

を

に改め、

を

に改め、

を

分解型ニータ	一時間につき	五〇〇円
複合材料作製用オートクレープ	一時間につき	五五〇円
同表電子・情報関連機器の項中		
車載用放射エミッション測定装置	一時間につき	三〇〇円
車載用放射エミッション測定装置	一時間につき	三〇〇円
非接触画像光学式三次元デジタイザ	一時間につき	二、一〇〇円
両面マスクアライナー	一時間につき	七〇〇円
スピンドーター	一時間につき	三〇〇円
高性能信号発生器	一時間につき	五〇〇円
リアルタイムスペクトラムアナライザ	一時間につき	五〇〇円
熱ナノインプリント装置	一時間につき	一、五〇〇円
静電気測定機	一時間につき	三〇〇円
同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中		
安全キャビネット	を	
クリーンベンチ	に改め、同表分析・測定関連機器の項中	
X線分析顕微鏡(XGT)	を	

**告 示**

〇宮城県告示第二百六号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を  
 認証した。  
 平成二十二年三月十九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称  
 本吉郡本吉町

二 調査を行った時期  
 平成二十年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称  
 本吉郡本吉町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
 本吉郡本吉町中川内、同町中沢

五 認証年月日  
 平成二十二年三月十二日

〇宮城県告示第二百七号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人  
 の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成二十二年三月十九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

エネルギー分散型蛍光X線分析装置(SEA)に改める。

別表第一備考第三号中「実用化研究室(一般)」を「実用化研究室」に改める。

附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

<p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みんなの教室</p> <p>一 代表者の氏名 青木 彰</p> <p>二 主たる事務所の所在地 大崎市田尻大貫字二又五十六番地</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、六歳から十八歳までの軽度障がいがある子どもに対して、個人別の指導に関する事業を行い、人格の完成に至る教育に寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十二年三月三日</p> <p>〇宮城県告示第二百八号</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。</p> <p>平成二十二年三月十九日</p>																							
宮城県知事 村 井 嘉 浩																							
<p>一 訪問介護</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一七二四</td> <td>事業所の名称及び所在地 アースサポート株式会社石巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地六</td> <td>事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月十五日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート株式会社石巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地六	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	指定年月日 平成二十二年二月十五日																
介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート株式会社石巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地六	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	指定年月日 平成二十二年二月十五日																				
<p>二 訪問看護</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四六五四九〇〇九二</td> <td>事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーショングリーン・ハート 仙台市太白区八本松一丁目九番十八号</td> <td>事業者の名称又は氏名 医療法人美瑛</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月一日</td> </tr> <tr> <td>〇四六五四九〇一〇〇</td> <td>訪問看護ステーション菜の花 仙台市太白区大野田字下古川五十ブロッツク八口ツト</td> <td>医療法人武田内科医院</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四六五四九〇〇九二	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーショングリーン・ハート 仙台市太白区八本松一丁目九番十八号	事業者の名称又は氏名 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十二年二月一日	〇四六五四九〇一〇〇	訪問看護ステーション菜の花 仙台市太白区大野田字下古川五十ブロッツク八口ツト	医療法人武田内科医院	平成二十二年二月一日												
介護保険事業所番号 〇四六五四九〇〇九二	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーショングリーン・ハート 仙台市太白区八本松一丁目九番十八号	事業者の名称又は氏名 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十二年二月一日																				
〇四六五四九〇一〇〇	訪問看護ステーション菜の花 仙台市太白区大野田字下古川五十ブロッツク八口ツト	医療法人武田内科医院	平成二十二年二月一日																				
<p>三 通所介護</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一九〇六</td> <td>事業所の名称及び所在地 こころデイサービスセンター</td> <td>事業者の名称又は氏名 有有限会社こころケアサービス</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一九〇六	事業所の名称及び所在地 こころデイサービスセンター	事業者の名称又は氏名 有有限会社こころケアサービス	指定年月日 平成二十二年二月一日																
介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一九〇六	事業所の名称及び所在地 こころデイサービスセンター	事業者の名称又は氏名 有有限会社こころケアサービス	指定年月日 平成二十二年二月一日																				
<p>四 短期入所生活介護</p> <table border="1"> <tr> <td>〇四七五二〇〇九八</td> <td>石巻市門脇字青葉西四十八番地</td> <td>有限会社笹障</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> <tr> <td>〇四七五二〇〇九四</td> <td>土筆の里はやま館 気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一</td> <td>有限会社ネオビジョン</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> <tr> <td>〇四七五二〇〇九三</td> <td>あんデイ・スポーツ 登米市迫町佐沼字中江五丁目十一番十七号</td> <td>株式会社ゆうあい</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> <tr> <td>〇四七五二〇〇九二</td> <td>はなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号</td> <td>株式会社ゆうあい</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> <tr> <td>〇四七五四〇二一七八</td> <td>月つさぎ 仙台市太白区長町六丁目二番一 号ウイング仙台ビル四階</td> <td>有限会社ウイング</td> <td>平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				〇四七五二〇〇九八	石巻市門脇字青葉西四十八番地	有限会社笹障	平成二十二年二月一日	〇四七五二〇〇九四	土筆の里はやま館 気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	有限会社ネオビジョン	平成二十二年二月一日	〇四七五二〇〇九三	あんデイ・スポーツ 登米市迫町佐沼字中江五丁目十一番十七号	株式会社ゆうあい	平成二十二年二月一日	〇四七五二〇〇九二	はなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社ゆうあい	平成二十二年二月一日	〇四七五四〇二一七八	月つさぎ 仙台市太白区長町六丁目二番一 号ウイング仙台ビル四階	有限会社ウイング	平成二十二年二月一日
〇四七五二〇〇九八	石巻市門脇字青葉西四十八番地	有限会社笹障	平成二十二年二月一日																				
〇四七五二〇〇九四	土筆の里はやま館 気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	有限会社ネオビジョン	平成二十二年二月一日																				
〇四七五二〇〇九三	あんデイ・スポーツ 登米市迫町佐沼字中江五丁目十一番十七号	株式会社ゆうあい	平成二十二年二月一日																				
〇四七五二〇〇九二	はなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社ゆうあい	平成二十二年二月一日																				
〇四七五四〇二一七八	月つさぎ 仙台市太白区長町六丁目二番一 号ウイング仙台ビル四階	有限会社ウイング	平成二十二年二月一日																				
<p>五 特定施設入居者生活介護</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇八一</td> <td>事業所の名称及び所在地 はなことはアルカディア仙台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号</td> <td>事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇八一	事業所の名称及び所在地 はなことはアルカディア仙台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年二月一日																
介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇八一	事業所の名称及び所在地 はなことはアルカディア仙台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年二月一日																				
<p>六 福祉用具貸与</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇七三</td> <td>事業所の名称及び所在地 介護付有料老人ホームはなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号</td> <td>事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇七三	事業所の名称及び所在地 介護付有料老人ホームはなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年二月一日																
介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇七三	事業所の名称及び所在地 介護付有料老人ホームはなことはアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年二月一日																				
<p>七 特定福祉用具販売</p> <table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二六〇</td> <td>事業所の名称及び所在地 セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号</td> <td>事業者の名称又は氏名 セントケア東北株式会社</td> <td>指定年月日 平成二十二年二月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二六〇	事業所の名称及び所在地 セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号	事業者の名称又は氏名 セントケア東北株式会社	指定年月日 平成二十二年二月一日																
介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二六〇	事業所の名称及び所在地 セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号	事業者の名称又は氏名 セントケア東北株式会社	指定年月日 平成二十二年二月一日																				

介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二六〇	事業所の名称及び所在地 セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十 番二十号	事業者の名称又は氏名 セントケア東北株式会社	指定年月日 平成二十二年 二月一日
-------------------------	---	---------------------------	-------------------------

○宮城県告示第二百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二二〇一〇〇四	事業所の名称及び所在地 ケアプランセンターポラー ノ 登米市迫町佐沼字南元丁三 十六番地	事業者の名称 特定非営利活動法人なご み	指定年月日 平成二十二年 二月十五日
〇四七五五〇二二九一	はる介護サービス・天神沢 仙台市泉区天神沢一丁目十 一番五号セントヒルス仙台 B六一一	株式会社アイル・A i s I e	平成二十二年 二月十五日

○宮城県告示第二百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート株式会社石 巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	指定年月日 平成二十二年 二月十五日
-------------------------	---	---------------------------	--------------------------

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
-----------	-------------	------------	-------

〇四六五四九〇〇九二	訪問看護ステーショング リーン・ハート 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号	医療法人美瑛	平成二十二年 二月一日
〇四六五四九〇一〇〇	訪問看護ステーション菜の 花 仙台市太白区大野田字下古 川五十ブロッケ八口ツト	医療法人武田内科医院	平成二十二年 二月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一九〇六	事業所の名称及び所在地 こころデイサービスセン ター 石巻市門脇字青葉西四十八 番地	事業者の名称又は氏名 有限会社こころケアサー ビス	指定年月日 平成二十二年 二月一日
〇四七〇五〇〇七四五	土筆の里はやま館 気仙沼市唐桑町小長根百八 十五番地一	有限会社笹陣	平成二十二年 二月一日
〇四七二二〇〇九九八	あんデイ・スポルト 登米市迫町佐沼字中江五丁 目十一番十七号	有限会社ネオビジョン	平成二十二年 二月一日
〇四七五二〇三〇九九	はなことはアルカディア仙 台デイサービスセンター 仙台市青葉区八幡六丁目九 番十五号	株式会社ゆうあい	平成二十二年 二月一日
〇四七五四〇二二七八	月つさぎ 仙台市太白区長町六丁目二 番一号ウイング仙台ビル四 階	有限会社ウイング	平成二十二年 二月一日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇八一	事業所の名称及び所在地 はなことはアルカディア仙 台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九 番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年 二月一日
-------------------------	---	------------------------	-------------------------

五 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇七三	事業所の名称及び所在地 介護付有料老人ホームはな	事業者の名称又は氏名 株式会社ゆうあい	指定年月日 平成二十二年
-------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------

六 介護予防福祉用具貸与

ことばアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九 番十五号	二月一日
-------------------------------------	------

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

指定年月日

〇四七五四〇二二六〇	セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十 番一十号	セントケア東北株式会社	平成二十二年 二月一日
------------	--------------------------------------	-------------	----------------

七 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

指定年月日

〇四七五四〇二二六〇	セントケアリフォーム太白 仙台市太白区富沢二丁目十 番一十号	セントケア東北株式会社	平成二十二年 二月一日
------------	--------------------------------------	-------------	----------------

〇宮城県告示第二百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訪問介護

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

廃止年月日

〇四七一五〇一六四三	ヘルバーステーションフ ルスタール 大崎市古川李埴字山王十一 番地の一	株式会社ティーエムヴィ ウ	平成二十二年 二月二十一日
------------	--	------------------	------------------

〇宮城県告示第二百一十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称

廃止年月日

〇四五〇二八〇〇四五	医療法人育正会老人保健施 設長山 石巻市広沢字長山二百番地	医療法人育正会	平成二十二年 二月二十八日
------------	-------------------------------------	---------	------------------

〇四七〇三〇〇四三五	ニチイケアセンター米 塩竈市米町八番四号	株式会社ニチイ学館	平成二十二年 二月二十八日
------------	-------------------------	-----------	------------------

〇四七二七〇〇〇三八	東北化学薬品株式会社仙 支店 黒川郡大和町吉岡東三丁目 七番地十四	東北化学薬品株式会社	平成二十二年 二月二十八日
------------	--	------------	------------------

〇四七二八〇〇五七二	セントケア加美 加美郡加美町南町七十二鈴 木貨店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成二十二年 二月二十八日
------------	-----------------------------------	-------------	------------------

〇宮城県告示第二百一十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百一十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

廃止年月日

〇四七一五〇一六四三	ヘルバーステーションフ ルスタール 大崎市古川李埴字山王十一 番地の一	株式会社ティーエムヴィ ウ	平成二十二年 二月二十一日
------------	--	------------------	------------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

廃止年月日

〇四七二三〇一八八四	介護いつくしみの家別館 栗原市一迫真城字清水槻木 二十三番地一	有限会社グロリア・ブラ ンニング	平成二十二年 二月十二日
------------	---------------------------------------	---------------------	-----------------

〇宮城県告示第二百一十四号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五五〇〇五七八	ピアサポートセンターそら 仙台市泉区黒松二丁目三十一番九号杉 本ビル二階	特定非営利活 動法人ワーカ ースコープ	平成二十二年 三月三十一日

○宮城県告示第二百十五号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり  
実施する。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十二年 五月十日	美遠里田町郡 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場本庁舎裏車庫
五月十一日	美遠里田町郡 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場本庁舎裏車庫
五月十二日	美遠里田町郡 南郷	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場南郷庁舎東側車庫
五月十三日	美遠里田町郡 籠岳	午前十時三十分から 正午まで	涌谷町籠岳公民館
同	涌遠谷田町郡 涌谷	午後一時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね倉庫さくら館
同	涌遠谷田町郡 涌谷	午後一時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね倉庫さくら館
五月十四日	涌遠谷田町郡 涌谷	午後三時三十分から	涌谷町くがね倉庫さくら館
五月十七日	大崎市 田尻	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市田尻保健センター
五月十八日	大崎市 三本木	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市三本木野球場管理棟
五月十九日	大崎市 鹿島台	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市鎌田記念ホール
五月二十日	大崎市 松山	午後二時三十分から 午後三時まで	大崎市松山青少年交流館
五月二十四日	大崎市 鳴子	午前十一時から 午後四時まで	大崎市鳴子公民館

五月二十五日	大崎市 鳴子	午前九時から 午後二時まで	大崎市鳴子公民館
五月二十六日	大崎市 岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市岩出山総合支所車庫
五月二十七日	大崎市 岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市岩出山総合支所車庫
六月一日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市長岡地区公民館
六月二日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市西古川地区公民館
六月三日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市保健福祉プラザ
六月七日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後三時まで	大崎市保健福祉プラザ
六月八日	大崎市 古川	午後三時三十分から	大崎市中央公民館車庫

○宮城県告示第二百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視  
伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の  
所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病の発生予防
- 二 実施する区域  
県内一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、塩竈市、名取市、松島町、  
富谷町、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻  
市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛



四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ一ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、塩竈市、名取市、松島町、富谷町、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、角田市、大郷町、大崎市（旧鹿島台町の区域）、涌谷町、栗原市（旧高清水町、旧一迫町及び旧志波姫町の区域）、登米市（旧登米町及び旧米山町の区域）、南三陸町又は石巻市（旧北上町及び旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1又は3の牛と同一施設内で飼育している牛

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

<p>四 実施の期日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百二十号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十二年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 豚コレラの発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成十八年三月三十一日農林水産大臣公表）に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百二十一号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十二年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 実施の目的 オーエスキー病の発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 血清学的検査</p> <p>○宮城県告示第二百二十二号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十二年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザの発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 六週齢以上の家きん（飼養羽数が百羽以上（ただし十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p> <p>四 実施の期日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

- 1 臨床検査及び血清抗体検査
- 2 その他必要な検査

○宮城県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

一 実施の目的  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第百八十号農林水産省消費・安全局長通知）並びに種畜検査執務

要領（昭和五十九年十月六日付け五十九畜A第三千六百二十一号農林水産省畜産局長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（転飼及び定飼蜂群）

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について（昭和三十年十一月一日付け三十畜局第四千三百二十三号農林水産省畜産局長通達）別紙腐蛆病検査要領に規定する方法

○宮城県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

共同牧野等で放牧飼養される牛  
実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射等の別及びその方法

薬浴

○宮城県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字鹿原粟来山の一・字鹿原滝西風山の一・字鹿原滝ノ原の一（以上三字三筆）

について次の図に示す部分に限る。（）、字鹿原茨谷地の一三、字芋沢森台の一・字芋沢粟来原の一

一五（以上二字二筆）について次の図に示す部分に限る。（）、白石市福岡八宮字川原子一一の六・字川

原子上二の三（以上二字二筆）について次の図に示す部分に限る。（）、一の一三五、一の一三七、一の一三八

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）



大洞	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字大洞（次の図のとおり）
糠塚	急傾斜地の崩壊	登米市迫町新田字糠塚（次の図のとおり）
西坂戸の1	急傾斜地の崩壊	登米市迫町新田字西坂戸（次の図のとおり）
照井の2	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字照井、同町米谷字黒森（次の図のとおり）
大沢の1	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字滝の沢（次の図のとおり）
細野の5	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）
沼崎の1	急傾斜地の崩壊	登米市南方町沼崎（次の図のとおり）
沼崎の1	急傾斜地の崩壊	登米市南方町沼崎（次の図のとおり）
沼崎の1	急傾斜地の崩壊	登米市南方町沼崎（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
長円田沢2	土石流	登米市東和町米谷字長円田（次の図のとおり）	宮城県土木部防災防砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
吉田下沢	土石流	登米市東和町米谷字吉田（次の図のとおり）	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理

理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町大和インター周辺土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

三 設立認可の年月日

平成十年一月二十九日

四 変更認可の年月日

平成二十二年三月十二日

○宮城県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四十九号 狐小路尼寺線

三 事業施行期間

昭和五十七年十二月二十四日から平成二十三年十二月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百三十三号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表東北労働金庫の項中、「県内」を「国内」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 荷役機械維持管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部港湾課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月十日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 日本コンテナ・ターミナル株式会社 東京都港区三田一丁目四番二十八号

五 落札金額 二億三千七百四十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十六日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

（その他の政治団体）

委員長 佐 藤 健 一

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

宮城創恵会 田畑 弘 岩本 透 仙台市宮城野区銀杏町二三、二二 平成二十二年二月九日

八木吉夫後援会 八木 吉夫 喜藤 興一 大崎市古川江合本町一、一、三 平成二十二年二月十六日

あいざわ久義後援会 相澤 昭記 横山 蔵人 大崎市三本木蒜袋字南屋敷一、一、一 平成二十二年二月十七日

菅原しげる後援会 大越 知明 昆野 龍紀 気仙沼市港町五〇八、二 平成二十二年二月十八日

幸福実現党仙台南後援会 星 光浩 細川三紀夫 柴田郡大河原町大谷字荒屋敷後一〇五、一 平成二十二年二月二十二日

大須賀啓後援会 大熊 勝良 大須賀 茂 黒川郡大和町宮床字下小路二、四 平成二十二年二月二十三日

中村ひろひこ仙台後援会 折腹実己子 庄子 清典 仙台市青葉区本町一、一〇、一八 平成二十二年二月二十四日

○宮選管告示第二十二号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。  
平成二十二年三月十九日  
宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐 藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

民主党宮城県参議院選挙区第2総支部 岡崎トミ子 会計責任者 藤堂 久美 脇谷千津子 平成二十二年二月二日

自由民主党宮城県歯科技工支部 佐藤 誠 代表者 佐藤 誠 佐々木 勇 平成二十二年二月四日

同 同 主たる事務所 仙台市青葉区木町通二、六、五 仙台市青葉区堤町三、一一、一 平成二十二年二月四日

自由民主党宮城県土地改良建設職域支部 酒井 恵明 代表者 酒井 恵明 清野 秀 平成二十二年二月八日

同 同 会計責任者 田口 克己 酒井 恵明 平成二十二年二月八日

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党21世紀宮城をつくる会	奥山 隆男	代表者	奥山 隆男	鹿内 博	平成二十二年二月九日
同	同	会計責任者	塚本 勇	斉藤 勝見	平成二十二年二月九日
同	同	主たる事務所の所在地	仙台市太白区人來田一、二七、二八	仙台市泉区明石南四、一八、三	平成二十二年二月九日
自由民主党松山支部	細川八重治	代表者	細川八重治	松本 誠康	平成二十二年二月九日
同	同	主たる事務所の所在地	大崎市松山千石字茶釜台七〇、一	大崎市松山千石字松山三六四	平成二十二年二月九日
自由民主党仙台市支部連合会	野田 謙	会計責任者	岡部 恒司	田村 稔	平成二十二年二月十五日
民主党宮城県第6区総支部	安住 淳	代表者	安住 淳	岡崎トミ子	平成二十二年二月十七日
自由民主党宮城県レンタカー支部	櫻井 新一	同	櫻井 新一	阿部 昌弘	平成二十二年二月二十四日
同	同	会計責任者	上床 隆澄	本宮 正	平成二十二年二月二十四日
(その他の政治団体)					
PATOAの会	石川 雅樹	会計責任者	瀨川 敬二	棟方 学	平成二十二年二月二日
杜の都分権懇話会	加藤 義雄	名称	杜の都分権懇話会	杜の都政経懇話会	平成二十二年二月二日
同	同	代表者	加藤 義雄	菅原 裕典	平成二十二年二月二日
秋葉けんや後援会	秋葉 賢也	同	秋葉 賢也	三好 彰	平成二十二年二月四日
愛と緑と活力ある県政研究会	齋藤 洋司	同	齋藤 洋司	嶋田 祥一	平成二十二年二月五日
同	同	会計責任者	渡辺 信貴	中田 稔範	平成二十二年二月五日
吉川ひろやすを囲む会	阿部 康志	同	石田賢太郎	柴田 純	平成二十二年二月五日
宮城県歯科技工士連盟	佐藤 誠	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区木町通二、六、五	仙台市青葉区堤町三、一一、一六、二〇五	平成二十二年二月五日
安倍太郎後援会	太田 裕啓	代表者	太田 裕啓	佐藤 一司	平成二十二年二月八日
佐藤澄男後援会	山城 庄一	会計責任者	佐々木幸輝	鈴木 忠廣	平成二十二年二月八日
佐藤ひでよし後援会	佐藤由美子	代表者	佐藤由美子	佐藤 秀義	平成二十二年二月八日
同	同	会計責任者	佐藤 史和	佐藤 秀義	平成二十二年二月八日
大日本神武會	高倉 正義	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区福田町二、八、一三	仙台市青葉区大手町七、二〇	平成二十二年二月八日
佐藤いさむ築館後援会	鈴木 喬義	代表者	鈴木 喬義	佐藤 達	平成二十二年二月九日
同	同	主たる事務所の所在地	栗原市一迫字川口日影一五	栗原市築館薬師四、三、三〇	平成二十二年二月九日
宮城県商工政治連盟若柳金成支部	岡本 邦雄	代表者	岡本 邦雄	小野寺健太郎	平成二十二年二月九日
阿部かずよし後援会	石森 裕治	同	石森 裕治	阿部力太郎	平成二十二年二月十日
後藤錦信後援会	高橋 一壽	同	高橋 一壽	曾根 清	平成二十二年二月十日
宮城県商工政治連盟角田支部	天野 忠正	同	天野 忠正	山並 千秋	平成二十二年二月十日
宮城県商工政治連盟丸森支部	秋葉 薫	同	秋葉 薫	小野 孝信	平成二十二年二月十日
水沢ふじえ後援会	渡邊 昌明	同	渡邊 昌明	佐々木 透	平成二十二年二月十二日
同	同	主たる事務所の所在地	石巻市日和が丘二、七、二二	石巻市駅前北通り二、五、九	平成二十二年二月十二日
阿部仁州後援会	金子 真一	代表者	金子 真一	亀山 剛	平成二十二年二月十五日
伊藤雅一後援会	佐藤 仁一	同	佐藤 仁一	菅原 昭	平成二十二年二月十五日
同	同	会計責任者	佐藤 仁一	菅原 昭	平成二十二年二月十五日
木村哲夫後援会	大場 侯司	同	板垣 義宏	高橋 健一	平成二十二年二月十五日
日本共産党すげの直子後援会	日比野淳之	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区宮町二、一、七三	仙台市青葉区一番町一、一二、二五	平成二十二年二月十五日
ふるさと新時代研究会	喜藤 興一	代表者	喜藤 興一	松本 信輔	平成二十二年二月十五日





幸福実現党宮城県本部	内海 浩唯	補者の氏名及び公職の種類)	院議員	院議員
幸福実現党宮城県本部	内海 浩唯	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
		(公職の種類)	衆議院議員	

○宮選管告示第二十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
 平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐 藤 健 一

(政党の支部)	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
自由民主党宮城県栄養士連盟支部	伊藤 洋子	平成二十二年一月三十一日	平成二十二年二月九日
自由民主党宮城県介護家政事業支部	野田 二郎	平成二十二年二月七日	平成二十二年二月二十五日
(その他の政治団体)	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
三沢研支後援会	佐々木 寛	平成十八年三月一日	平成二十二年二月一日
江畑武志後援会	浅野 明夫	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月四日
三浦みつはる後援会	三浦 光治	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月五日
佐藤たかゆき後援会	佐藤 勝彦	平成二十一年四月三十日	平成二十二年二月八日
佐藤ひでよし後援会	佐藤由美子	平成二十一年七月五日	平成二十二年二月八日
ちば正次後援会	千葉 道子	平成二十一年五月三十日	平成二十二年二月八日
さとつ正一後援会	大石 照好	平成二十二年二月十二日	平成二十二年二月十二日
伊藤正雄後援会	村上 吉正	平成二十一年十二月十三日	平成二十二年二月十五日
喜藤興一 新政策研究会	喜藤 興一	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月十五日
喜藤興一を育てる会	遠藤 正博	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月十五日

櫻井忠一後援会	櫻井 忠一	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月十五日
三浦のぼる後援会	佐藤 友春	平成二十一年九月三十日	平成二十二年二月十五日
あいざわ久義後援会	相澤 昭記	平成二十年十二月三十一日	平成二十二年二月十七日
よしきみつぎと歩む会	清野 守	平成二十二年二月十九日	平成二十二年二月二十二日
大須賀啓後援会	青木 典雄	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月二十三日
小林立雄後援会	佃 十尚	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年二月二十五日
新気仙沼市の未来を考える会	小野寺忠義	平成二十一年十二月三十日	平成二十二年二月二十五日
「美里町の今と未来を語る」住民の会	荒川 信以	平成二十二年二月二十五日	平成二十二年二月二十五日

○宮選管告示第二十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐 藤 健 一

(その他の政治団体)	政治団体の名称	収入・支出の総額
政治団体の名称	三沢研支後援会	報告年月日 平成22年2月2日
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		1,890 円
ア 前年繰越額		1,890 円
イ 本年収入額		0 円
(2) 対任総額		0 円

○宮選管告示第二十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健一  
政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 三沢町支後援会  
報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,890 円

ア 前年繰越額 1,890 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 1,890 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳 0 円

合 計 0 円

(2) 支出の内訳 1,890 円

ア 政治活動費 1,890 円

(ア) 組織活動費 1,890 円

合 計 1,890 円

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健一  
政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 三沢町支後援会  
報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健一  
政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 三沢町支後援会  
報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健一  
政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 三沢町支後援会  
報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額

〇 円

○宮城県知事兼三十九町

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

報告年月日 平成22年2月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 三沢町支後援会

報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮城県知事兼三十九町

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

り公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

報告年月日 平成22年2月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 三沢町支後援会

報告年月日 平成22年2月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮城県知事兼三十一町

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

報告年月日 平成22年2月17日

<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 三沢町支後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月2日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 大須賀啓後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月23日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>ア 組織活動費</p> <p>イ 選挙関係費</p> <p>イ 機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>ア 宣伝事業費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 せとうせー後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月12日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>○宮城県知事選挙区選挙委員会</p> <p>政治団体の名称 あいざわ久義後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月17日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 あいざわ久義後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月23日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>
--	---

124,294 円

124,294 円

0 円

124,294 円

0 円

0 円

124,294 円

45,500 円

30,000 円

48,794 円

48,794 円

124,294 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

報告年月日 平成22年2月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 大須賀啓後援会

報告年月日 平成22年2月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

合 計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

ア 組織活動費

イ 選挙関係費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 宣伝事業費

合 計

政治団体の名称 せとうせー後援会

報告年月日 平成22年2月12日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

○宮城県知事選挙区選挙委員会

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

報告年月日 平成22年2月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(その他の政治団体)

政治団体の名称 あいざわ久義後援会

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

政治団体の収支報告書の要旨

報告年月日 平成22年2月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 大須賀啓後援会

報告年月日 平成22年2月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 さとう正一後援会

報告年月日 平成22年2月12日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 佐藤たかゆき後援会

報告年月日 平成22年2月8日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

○阿賀野通和伝線三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分の収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

日 付 二 十 二 年 二 月 九 日

阿賀野通和伝線三十四号

収 入 支 出 總 額

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県泉養士連盟支部

報告年月日 平成22年2月9日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

合 計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

合 計

政治団体の名称 自由民主党宮城県介護家政事業支部

報告年月日 平成22年2月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された

11,700 円

0 円

11,700 円

11,700 円

11,700 円

11,700 円

11,700 円

9 人

11,700 円

11,700 円

11,700 円

11,700 円

20,100 円

18,800 円

1,300 円

0 円

交付金に係る収入

交付金に係る収入

(ア) 自由民主党宮城県支部連合会

合計

(2) 支出の内訳

合計

(資金管理団体)

政治団体の名称 喜藤興一新政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 喜藤 興一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 平成22年2月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 三浦みつはる後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 三浦 光治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員

報告年月日 平成22年2月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(その他の政治団体)

政治団体の名称 伊藤正雄後援会

報告年月日 平成22年2月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

1,300 円

1,300 円

1,300 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

(2) 支出総額

政治団体の名称 江畑武志後援会

報告年月日 平成22年2月4日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 大須賀啓後援会

報告年月日 平成22年2月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 喜藤興一を育てる会

報告年月日 平成22年2月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

政治団体の名称 小林立雄後援会

報告年月日 平成22年2月25日

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

0 円

929 円

929 円

929 円

0 円

929 円

0 円

0 円

0 円

0 円

929 円

929 円

929 円

929 円

1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 櫻井忠一後援会					
報告年月日 平成22年2月15日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	2,825 円				
ア 前年繰越額	2,825 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	2,825 円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
合 計	0 円				
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費	2,825 円				
(ア) 調査研究費	2,825 円				
合 計	2,825 円				
政治団体の名称 さとう正一後援会					
報告年月日 平成22年2月12日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 佐藤たかゆき後援会					
報告年月日 平成22年2月8日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 よしきみつぎと歩む会					
報告年月日 平成22年2月8日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 新気仙沼市の未来を考える会					
報告年月日 平成22年2月25日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 ちば正次後援会					
報告年月日 平成22年2月8日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				
政治団体の名称 三浦のぼる後援会					
報告年月日 平成22年2月15日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	0 円				



<p>○阿蘇郡田原町三十三丁目 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分区分別収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その額面を次のとおり公表する。</p>		<p>合計</p> <p>0 円</p>	
<p>報告年月日 平成22年1月28日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>20,100 円</p> <p>20,100 円</p> <p>20,100 円</p>
<p>(政党的支部)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党宮城県栄養士連盟支部</p> <p>報告年月日 平成22年2月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>
<p>政治団体の名称 自由民主党宮城県介護家政事業支部</p> <p>報告年月日 平成22年2月25日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>
<p>○阿蘇郡田原町三十三丁目 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金集約団体の開示がある。</p>		<p>政治団体の名称 「美里町の今と未来を語る」住民の会</p> <p>報告年月日 平成22年2月25日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>	
<p>阿蘇郡田原町三十三丁目</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	
<p>政治団体の名称 よしきみつぎと歩む会</p> <p>報告年月日 平成22年2月22日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>
<p>○阿蘇郡田原町三十三丁目 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金集約団体の開示がある。</p>		<p>政治団体の名称 さとう庄一後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月12日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>	
<p>阿蘇郡田原町三十三丁目</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	
<p>政治団体の名称 さとう庄一後援会</p> <p>報告年月日 平成22年2月12日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p>		<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>	<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>

合計

(2) 支出の内訳

政治活動費  
組織活動費

合計

(その他の政治団体)

政治団体の名称 さとう庄一後援会

報告年月日 平成22年2月12日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 「美里町の今と未来を語る」住民の会

報告年月日 平成22年2月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 よしきみつぎと歩む会

報告年月日 平成22年2月22日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

○阿蘇郡田原町三十三丁目

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金集約団体の開示がある。

阿蘇郡田原町三十三丁目

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
秋葉 賢也	衆議院議員	秋葉けんや後援会	仙台市泉区上谷刈四・一七・一六	秋葉 賢也	平成二十二年一月四日

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新 旧	異動届出年月日
西條清貴後援会	西條 清貴	主たる事務所の所在地		平成二十二年一月二日
		山字久保三三		
		山字上鴻の集九		
渡辺ひろし後援会	渡辺 博	公職の種類	仙台市長	平成二十二年一月二日
			仙台市議会議員	

○宮選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十二年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日
三浦みつはる後援会	三浦 光治	平成二十一年十二月三十一日	平成二十二年一月五日
喜藤興一 新政策研究会	喜藤 興一	平成二十一年十一月三十一日	平成二十二年一月十五日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ並びに第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成22年3月19日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動二輪車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者		
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成21、22年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成22年5月8日から平成22年7月30日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成22年3月19日（金）から平成22年4月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間

平成22年3月19日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601(内線221、222)